



住民監査請求に伴う陳述について

浜松市監査委員は、令和2年9月24日付けで提出された2件の住民監査請求について、地方自治法第242条第7項及び第199条第8項に基づく請求人及び所管課職員
の陳述を実施します。

1 陳述の実施日について

- ・日時：令和2年10月28日（水）
 - (1) 第1回 請求人(スズキ㈱への補助金に反対する市民の会) 10時30分開始
 - (2) 第2回 請求人(A氏 外572人) 13時30分開始
 - (3) 第3回 所管課職員(企業立地推進課職員) 15時30分開始
- ・場所：市役所本館8階 第3委員会室

2 陳述内容について

- (1) 第1回 請求人(スズキ㈱への補助金に反対する市民の会)
次に掲げる請求内容とその補足説明及び監査委員からの質疑
 - ア 令和2年4月8日のスズキ㈱及び㈱スズキ部品製造への補助金(浜松工場建設関連、計34億5,102万8,000円。以下「本件補助金1」という。)について
市長に対し、スズキ㈱及び㈱スズキ部品製造に対する補助金の交付決定を取り消してその返還を命じるよう勧告すること。
 - イ 平成25年から平成31年にかけてのスズキ㈱への補助金(本社研究施設関連、計9億432万300円。以下「本件補助金2」という。)について
市長に対し、スズキ㈱に対する補助金の交付決定を取り消してその返還を命じるよう勧告すること。
- (2) 第2回 請求人(A氏 外572人)
次に掲げる請求内容とその補足説明及び監査委員からの質疑
 - ア 本件補助金1について
市長に対し、個人としての鈴木康友氏に対して市が被った損害の賠償請求をすること、及びスズキ㈱及び㈱スズキ部品製造に対して不当利得の返還請求をすること、必要な措置を講じるよう勧告すること。
 - イ 本件補助金2について
市長に対し、スズキ㈱に対する補助金の交付決定を取り消してその返還を命じる等、必要な措置を講じるよう勧告すること。
- (3) 第3回 所管課職員(企業立地推進課職員)
監査委員からの質疑

3 一般傍聴について

- ・傍聴人の定員：各回10人
- ・傍聴の手続：陳述の傍聴を希望する一般傍聴人は、陳述の開始15分前までに抽選券の交付を受け、抽選に当選したときは傍聴受付手続をしてください。
定員に満たない場合は、全員を当選者とし、残りは先着順となります。
- ・注意事項：傍聴者受付に掲示する留意事項(資料1・2)を順守されない方は、退場していただくことがあります。

4 取材を希望される場合について

- ・取材される場合は、当日、直接会場へお越してください（会場入り口の受付名簿への御記入をお願いします。）。
※会場の準備の都合上、事前連絡が可能な場合は御連絡をお願いします。
- ・撮影は、各回の冒頭のみ可とします。
- ・録音は、各回の陳述開始から終了まで可とします。